

鳥取県民参画基本条例制定の成果

★は主な成果

県民課

名称	成果・対応状況	関連する条例内容等
共通	<p>★パートナー県政推進会議の設置</p> <p>「県政は県民のパートナー・地域のパートナー」であることを原点として制定した県民参画基本条例の理念を具体化するため、『パートナー県政推進会議』を設置し、パートナー県政のありかたや県政の方向性等について議論している。 【H25.5.19設置⇒H25.10.11附属機関条例により附属機関化】委員は、(県民投票の投票資格者ではない)在住外国人・未成年者も含んでいる。</p>	<p>第2条(基本理念)第1号 「県民が県政運営について……意見を表明する機会が広く与えられること。」</p> <p>等条例の理念全般</p>
県民との協働	<p>★協働提案・連携推進事業(鳥取県版アドボケイトプランニング制度)の創設</p> <p>地域課題解決のため、「民」と「官」が協働で実施することが適当な事業について、事業計画から事業実施までを民間主導のもと官民協働により実施するための経費を支援し、県民参画及び協働のモデルを創出。 【H25年度創設 ⇒ 平成26年度から県課題提示コースを創設し、制度拡充(採択件数3→4件)】 ※「アドボケイトプランニング」という新たな県民参画手法の導入として位置づけ</p>	<p>第2条(基本理念)第4号 「県民と県との協働による地域づくりを推進すること。」</p> <p>第6条(県民参画の手法)第4項 「県民参画を推進するため、鳥取県非営利公益活動促進条例に基づき、県民との協働により業務を実施するよう努めなければならない。」</p> <p>第11条(県民参画手法の改善等) 「県民参画の手法について随時必要な見直しを図り…新たな手法を取り入れるよう努めなければならない」</p>
情報公開	<p>★出資法人等の情報公開</p> <p>・100%出資法人・指定管理者を実施機関(情報公開条例上の開示主体)に追加 ・1/2以上出資法人から県への情報提出を義務化 ・補助金等交付団体に情報公開努力義務。 【平成24年3月条例改正。条例検討委員会における意見の先行実施】</p>	<p>第3条(県民の権利及び責務)第1項 「県が保有する県政に関する情報は、県民共有の財産であり、県民は、当該情報に対して知る権利を有する。」</p> <p>第4条(情報の提供)第2項 「県政に関する情報を多様な媒体を活用して積極的に提供し、県民が正確かつ容易に当該情報を得られるよう努めなければならない。」</p>
パブリックコメント等	<p>★パブコメ・電子アンケートの並行実施の強化</p> <p>パブリックコメントを行うときは、県政参画電子アンケートを並行して実施することを周知。 H23年12月庁内会議、パブコメ・アンケート実施計画照会通知(H25.2.19等)、県民参画基本条例施行局長通知(H25.3.26)で周知。年度当初に県民課が担当課に注意喚起する。 【並行件数 H25:4件 ⇒ H26:8件 ⇒ H27:6件】</p>	<p>第6条(県民参画の手法)第2項 「県政に関して県民の意見、提言等を求める場合には、多様な意見、提言等を把握するため、県民の利便性に配慮して複数の手法を組み合わせるよう努めなければならない。」</p>
	<p>★パブコメ・電子アンケートの年間予定のネット掲載</p> <p>パブリックコメント及び県政参画電子アンケートについて、年間実施予定をとりネットに掲載(時期、項目、所管課) 【H24年4月～ 条例検討委員会における意見の先行実施】</p>	<p>第7条(意見等の募集)第4項 「毎年度、当該年度において第1項の規定により県民の意見等を求める予定の事項について、その概要及び時期をあらかじめ公表するものとする。」</p>
	<p>★多様なアンケート手法の導入</p> <p>県施策に対する特定層(年代、居住地、性別等)の県民意識の把握手法を充実するため、住民基本台帳を利用した無作為抽出方式 【H28年度(H25年度から導入)】 ○鳥取県の県政に関する県民意識調査 ・期間 平成28年10月28日から11月25日まで ・対象者 2,746名 ・回答数 1,334名(回答率 48.6%)</p>	<p>第6条(県民参画の手法)第1項 「施策の立案、決定、実施、評価、見直し等の過程の多くの段階において県民に情報を提供し、県民の意見を聴くための多様な手法を用いるよう努めなければならない。」</p>
	<p>★電子アンケートを携帯対応に改修</p> <p>県政参画電子アンケートについて携帯からも回答できることとした。 【平成23年度:スマートフォンに対応 平成24年度:携帯電話に対応 条例検討委員会における意見の先行実施】</p>	
	<p>★電子アンケート会員の大幅増</p> <p>県民参画基本条例の制定等による県民の参画意識の高まりや会員募集の周知徹底などから、県政参画電子アンケート会員が大幅増 平成24年度末:297人 ⇒ 平成28年12月28日現在:958人(約3.23倍)</p>	<p>第2条(基本理念)第2号 「県民の意見の多様性を尊重し、できる限り多くの意見を受け入れること。」</p> <p>第6条(県民参画の手法)第3項 「県政に関して県民の意見、提言等を求めていることを県民が的確に把握できるよう、多様な媒体を活用して積極的に周知しなければならない。」</p>
	<p>★広聴研修の実施</p> <p>行政職員(県・市町村)対象の「広聴能力向上研修」を実施 【H25年度から実施】 (基礎編) 平成28年4月26日 参加者数:18人 (応用編) 平成28年9月6日～7日 参加者数:18人</p>	<p>(条例に基づく広聴全般)</p>